

第 6705 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月18日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 相続時精算課税を適用する場合の税額計算

**Q** : 相続時精算課税制度の適用を受けようと思っています。税額計算はどのようになるのですか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

#### ①贈与税額の計算

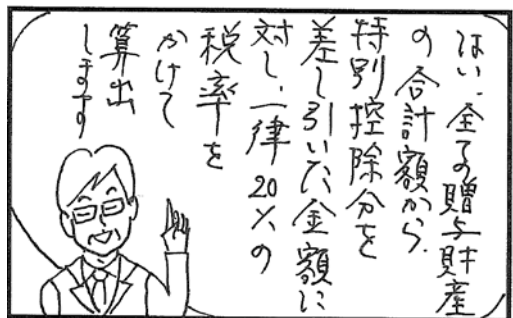
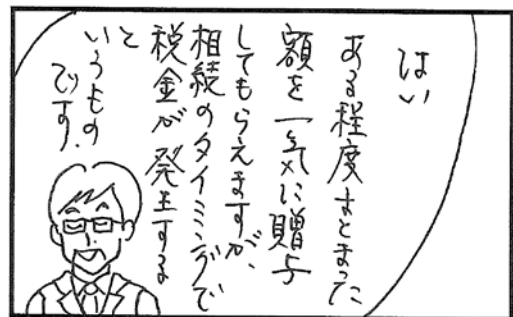
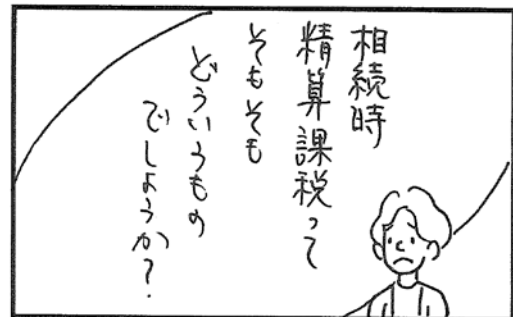
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産は、その選択をした年以後、相続時精算課税に係る贈与者以外の者からの贈与財産と区分して、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。贈与税額は、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額(限度額: 2,500万円)を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

#### ②相続税額の計算

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に相続税額を計算し、そこから既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

その際、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

なお、相続財産に算入する贈与財産の価額は、贈与時の価額となります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】